

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
放射線作業者の被ばく線量登録管理に関する業務契約(炉規法)	根本 伸一郎 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成30年4月1日	(公財)放射線影響協会、東京都千代田区鍛冶町1-9-16	5010005018734	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	—	23,473,000	—	—	公財	国所管	1		法令の規定により契約相手が定められているため、見直すことはできない。	有
レーザー切断時における粉じん移行データ取得・調査	高木 祐治 敦賀廃止措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長 福井県敦賀市木崎65号20番地	平成30年11月22日	(公財)若狭湾エネルギー研究センター、福井県敦賀市長谷64-52-1	3210005006423	競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】	—	54,432,000	—	—	公財	国所管	1		参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等により的確に審査している。	無
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業	根本伸一郎 契約部 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成30年7月2日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295番地3		国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	-	19,799,644	-	-	公財	国認定	1		本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価、スクレーパープレート等を用いて採取された土壌試料について、ガンマ線放出核種の測定を行い、放射性セシウムの分析を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。	有

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業	根本伸一郎 契約部 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成30年7月2日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山五丁目1番3-101号	国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	-	12,747,068	-	-	公財	国認定	1	<p>本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価を実施するものである。</p> <p>本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。</p>	有
福島第一原子力発電所の固体廃棄物の処理・処分のための簡易・迅速な分析方法の研究	根本伸一郎 契約部 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成30年7月2日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295番地3	国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	-	59,195,558	-	-	公財	国認定	1	<p>本研究は、福島第一原子力発電所の固体廃棄物の保管・管理のための性状把握分析の効率化・合理化に向けた分析対象核種に係る簡易で迅速な分析方法に関する技術開発を行うとともに、分析値の信頼性確保のための品質保証手法を確立するため実施するものである。</p> <p>本研究は、「廃炉・汚染水対策事業費補助金(個体廃棄物の処理・処分に関する研究開発(先行的処理処分及び分析方法に関する研究開発))」で実施されるものであり、原子力機構が受託した「個体廃棄物の保管・管理技術の開発」の内、「分離プロセス合理化検討、標準的な分析方法の確立」について、能力と経験を有している当該法人を再委託先として申請し、採択されたものである。</p>	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。